

漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する  
「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）

令和 5 年 5 月 19 日  
茨城県農林水産部漁政課

最終改正 令和 5 年 9 月 12 日

1 趣旨

この判断基準は、茨城県における個別漁業権の内容たる漁業の免許に当たり、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 73 条第 2 項第 2 号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を決定するため審査を行う際の基準を定める。

2 適用範囲

この基準は、令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県告示第 253 号によって公示された方法により公表された茨城海区及び令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県告示第 254 号によって公示された方法により公表された霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画並びに令和 5 年 9 月 7 日付け茨城県告示第 1029 号によって公示された方法により公表された茨城県内水面における内水面漁場計画のうち、個別漁業権にかかる以下の場合に適用する。

(1) 類似漁業権	同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合かつ満了漁業権を有し、漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者から申請が無かった場合
(2) 類似漁業権以外の漁業権	同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合

3 判断基準

次の（1）から（3）に掲げるほか、その他の地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書により審査し、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を総合的に判断する。

（1）漁業生産の増大

- ・ 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか（区画漁業に限る）。

（2）漁業所得の向上

- ・ 生産物の品質や評価の向上についての取組などが具体的に検討されており、実現が可能であると見込めるか。

（3）就業機会の確保

- ・ 従事者の雇用計画が定められており、地域における就業機会の向上に寄与していることを見込めるか。